

滋賀県公有財産審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県公有財産審議会運営要綱（昭和50年11月29日制定）第7条第2項の規定により、滋賀県公有財産審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

- 第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、会場で受付を行い、会長の許可を受けなければならない。
- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選または先着順により、傍聴人を定めるものとする。
- 3 傍聴人は、係員の指示に従って会議の会場へ入室し、所定の席へ着席すること。
- 4 前3項の規定にかかわらず、会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

- 第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退場すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年2月6日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。